

◆ I 章 教育課程改善の趣旨と方針 ◆

1 今回の改訂の経緯と趣旨

(1) 国内外の障害者施策の推進

近年、国連が「国際障害者年（1981年）」とそれに続く「国連・障害者の十年」を定めたこと等により、ノーマライゼーション理念の普及や障害者の自立と社会参加を目指す取組が各国で進んだ。また、教育の場においては、インクルージョン理念に基づく方向性が示された。

日本においてもこの理念に基づき「障害者基本計画」を策定し、平成15年度から10年間に講ずべき障害者施策の基本方針を定め、教育・医療・福祉・労働等の分野において、中長期的な観点から総合的な施策を推進してきた。この基本方針では、ノーマライゼーション理念を継承するとともに、教育・療育に特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒について適切に対応することが盛り込まれており、その後の障害者基本法、発達障害者支援法等の継続的な施策をもって、その具体化が図られている。

さらには、平成18年（2006年）12月には、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、平成20年（2008年）5月3日に発効した。教育に関する規定（第24条等）として、包容する教育制度と合理的配慮の提供が柱となっており、我が国でも必要な国内法令の整備等、検討を始めた。

これにより、我が国は、障害の有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指すことになる。学校教育には、障害者の自立と社会参加を見通した取組を含め、特別支援教育の理念や基本的考え方を、国民全体が共有するための啓発的な役割も求められている。

障害者基本法（平成16年6月）

第14条第3項 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

発達障害者支援法（概要）（平成17年4月）

（趣旨）「発達障害者には症状の発現後できるだけ早期の発達支援が特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害者に対し学校教育等における支援を図る。」

(2) 教育課程改善までの経過

21世紀に入り、知識基盤社会化やグローバル化の中、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性も増大し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になってきた。

一方、我が国の子どもたちについては、様々な課題が明らかになってきた。平成17年2月、文部科学大臣は、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備と併せて国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に要請した。

中央教育審議会では、障害のある子どもたちを巡る動向やノーマライゼーションの理念の浸透が進む状況を受けて、幼児児童生徒の個々の教育的ニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び必要な支援を行うという観点から審議が進められ、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（平成17年12月）をまとめ、特別支援教育の方向を示した。

① 教育基本法改正（平成18年12月）

このような動向のなか、教育基本法が改正され、教育の目的（第1条）を明確に定めると

教育基本法（要旨）

第1章 教育の目的及び理念

第1条 教育の目的

- 人格の完成を目指すこと
- 国家及び社会の形成者としての資質を備えた国民の育成

第2条 教育の目標

- 1 幅広い知識と教養の習得、真理追究の態度、豊かな情操と道徳心、健やかな身体の育成
- 2～5（略）

第4条 教育の機会均等

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

第5条 義務教育の目的等

- 2 義務教育として行われる普通教育は
 - ・能力の伸長
 - ・自立的に生きるための基礎形成
 - ・国家・社会の形成者としての基本的な資質の育成を目的とする。

生きる力

（中央教育審議会答申 平成8年7月）

- 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力など

ともに、この教育の目的を実現するために教育の目標（2条）が5項にわたって新たに規定され、教育の理念が明確にされた。また、第2条の1項においては「生きる力」の重要な要素（知・徳・体）が位置付けられた。第5条では、義務教育の目的等が今日的な課題を踏

まえて明確に定められた。

また、第4条2項では、「障害のある子の教育」について記され、教育基本法の中に初めて特別支援教育が明確に位置付けられた。

② 学校教育法の一部改正（平成19年4月）

先の答申における提言等を踏まえ、平成18年6月に改正学校教育法等が成立し、平成19年4月1日より施行された。これにより従来の「盲学校、聾学校及び養護学校」は、複数の障害種を教育の対象とすることのできる特別支援学校に転換されることとなった。

さらに、特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校・高等学校等（以下、小中学校等）の要請に応じて、これらの学校に在籍する障害のある幼児児童生徒の教育に関し、必要な助言又は援助を行うよう努めることが規定された。

また、小中学校等においても、障害のある幼児児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定された。このように特別支援教育に関して、大きな制度改正がなされた。

また、改正学校教育法が施行されるに当たり、文部科学省は同日、特別支援教育の基本的な考え方や留意事項等をまとめ、各学校において特別支援教育が一層推進されるよう、「特別支援教育の推進について」（平成19年4月）を通知した。ここには連携先の関係機関等にも周知するよう示されている。

特別支援教育の推進について（通知）（抜粋）

- 1 特別支援教育の理念
- 2 校長の責務
- 3 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組
 - （1）特別支援教育に関する校内委員会の設置
 - （2）実態把握
 - （3）特別支援教育コーディネーターの指名
 - （4）関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
 - （5）「個別の指導計画」の作成
- 4 特別支援学校における取組
 - （2）地域における特別支援教育のセンター的機能
- 5 教育委員会等における支援
- 6 保護者からの相談への対応や早期からの連携
- 7 教育活動等を行う際の留意事項等
 - （4）交流及び共同学習、障害者理解等
 - （5）進路指導の充実と就労の支援
 - （7）学校間の連絡
- 8 厚生労働省関係機関等との連携

学校教育法

第21条 義務教育の目標

(幼稚園の目標・目的…第22・23条)

小学校の目標・目的…第29・30条

中学校の目標・目的…第45・46条

(高等学校の目標・目的…第50・51条)

特別支援学校の目的 第72条

※各部教育目標は、学習指導要領等に示す。

第30条② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

の要素」として① 基礎的・基本的な知識・技能の習得、② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③ 主体的に学習に取り組む態度(学習意欲)をバランスよくはぐくむことが規定された。

特別支援教育については、第8章として示し、第72条で、特別支援学校における教育の目的が明確にされた。各部ごとの目標は、学習指導要領で示されている。

併せて、第81条1項では、障害のある幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るために、全ての学校において特別支援教育を推進することが明確に位置付けられ、適切な教育を行うよう示された。

③ 中央教育審議会答申(平成20年1月)

教育の根本にまでさかのぼった法改正を踏まえて、中央教育審議会は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」の答申を行い、右の通り、学習指導要領改訂の方向性を示した。

- 1 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- 2 「生きる力」という理念の共有
- 3 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- 4 思考力・判断力・表現力等の育成
- 5 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- 6 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- 7 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

並行して、平成19年6月には改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、学校教育法が再び一部改正され、平成20年4月に施行された。

第21条においては、義務教育の目標を定めて、各学校種の目的及び教育の目標を見直し、小・中学部のある特別支援学校を含め、目的・目標を明確にされた。

ここでは「生きる力」を支える「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視することとともに、第30条2項においては、「生きる力」の基礎となる「学力

学校教育法 第8章 特別支援教育

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由障害者又は、病弱者(身体虚弱者を含む。以下に同じ)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

(3) 学習指導要領改訂の方針

平成20年3月、幼稚園、小学校・中学校の教育課程について、平成21年3月には、高等学校や特別支援学校の教育課程について定める学校教育法施行規則が一部改正された。上記答申に基づき、次の3点から、小・中学校学習指導要領等(平成20年3月)、特別支援学校学習指導要領や高等学校学習指導要領(平成21年3月)が改訂された。

〈知、徳、体のバランスのとれた人間の育成〉

- ① 教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること。
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。
- ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

小・中学校学習指導要領等 一特別支援教育に関する改訂の方針一 1 学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備 2 児童生徒一人一人の実態に応じた指導の充実 3 交流及び共同学習の推進	特別支援学校学習指導要領 改訂の方針 1 先に示す、①から③の基本方針に基づき、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準に準じた改善を図る。 2 社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化などに対応し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を充実する。 ア 障害の重度・重複化、多様化への対応 イ 一人一人に応じた指導の充実 ウ 自立と社会参加に向けた職業教育の充実 エ 交流及び共同学習の推進
---	--

このように、小中学校等の学習指導要領等においては、すべての学校等で特別支援教育を推進することについて具体的に示された。また、特別支援学校においては、小中学校等の教育課程に準じた教育を行うことと併せて、一人一人の障害に応じた適切な教育や必要な支援を充実することが示された。

◇保育所保育指針の改訂

乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であるが、少子化の進展とともに子どもの育ちや保護者をめぐる環境も変化して、保育所の役割・機能を再確認し、保育内容の改善充実を図ることが重要になってきた。併せて、特別な教育的ニーズのある子に適切に対応するという立場からも検討がなされ、保育所の保育のガイドラインとなる保育所保育指針が改訂され平成21年4月から施行された。今回は、初めて厚生労働大臣の告示として定め、規範性を有する基準としての性格を明確にした。これは、各保育所が保育所保育指針に規定された内容を踏まえて保育を実施しなければならないものであることを示している。

改訂された保育所保育指針においては、子どもの総合的な保育や保護者支援を行うなどの保育所の役割を明確にするとともに、地域の関係機関や小学校との連携を図ることを明記した。また、就学に際しては、子どもの育ちを支えるための資料を「保育所児童保育要録」として、小学校へ送付することを義務付けている。

さらに、保育所は保育の質を高める仕組みとして「保育課程」を編成し、それぞれの指導計画を作成することとし、なかでも、障害のある子どもの保育については、関係機関と連携して、支援のための計画を個別に作成することを規定した。

特別支援教育は、発達障害を含め障害のあるすべての幼児児童生徒を対象とし、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うことを明確にした。専門機関や幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等が、障害のある子について、乳幼児期から「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を基にして、縦と横の連携を図りながら、生涯を通じて適切な支援をしていく役割と責任が明確にされ、体制を整える方向性が出された。

現在、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒の保育や教育に携わっている関係者は、近年のこうした動向の意図を共通理解し、連携を深めながら支援を充実していくことが求められていることに思いを深くする必要がある。

保育所保育指針 解説 3 改訂の要点

- (1) 保育所の役割の明確化
- (2) 保育の内容の改善
 - ① 発達過程の把握による子どもの理解、保育の実施
 - ② 「養護と教育の一体的な実施」という保育所保育の特性の明確化
 - ③ 健康・安全のための体制充実
 - ④ 小学校との連携
- (3) 保護者支援
- (4) 保育の質を高める仕組み

2 学習指導要領改訂の概要

今回の学習指導要領等は、平成 20 年 1 月の中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（答申）を踏まえて改訂されている。

特別支援教育に関する答申としては、

- ① 社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、多様化
- ② 複数の障害種別に対応した教育を行うことのできる特別支援学校制度の創設
- ③ 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の制度化

などに対応し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した適切な教育や必要な支援を行うといった観点から、教育課程の基準の改善を図ることが示されていた。

各学習指導要領等の改訂の概要は、次の通りである。

（1）小・中学校・高等学校学習指導要領等における特別支援教育にかかわる改訂

いずれの学習指導要領等でも、特別支援学校のセンター的機能を活用したり、関係機関との連携を図り、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成したりすることを例示しながら、A～C の基本的な考え方のもとに改訂されている。

A 学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制を整備すること

B 幼児児童生徒一人一人の実態に応じた指導の充実を図ること

C 交流及び共同学習を推進すること

○ 幼稚園教育要領から

（第 3 章 第 1 の 2 （2），（5））

- ・ 障害のある幼児の指導に当たっては、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと
- ・ 幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること

○ 小・中学校学習指導要領から

（第 1 章 第 4 小（7），（12），中（8），（14））

- ・ 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが重要であること
- ・ 障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けること

○ 高等学校学習指導要領から

（第 1 章 第 5 款の 5（8），（14），（7））

- ・ 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと
- ・ 障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習の機会を設けること
- ・ 学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること

(2) 特別支援学校学習指導要領改訂の要点

○ 今回の改訂の基本的考え方

今回の特別支援学校学習指導要領は、平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申の内容を踏まえ、教育基本法や学校教育法等の規定に則って、次の A～C の基本的な考え方のもとに改訂されている。

A 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善

小・中・高：第 1 章第 1 節

B 障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じ指導を一層充実

小・中：第 1 章第 2 節
第 5 1～5

高：第 1 章第 2 節
第 6 款 1～5

C 自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実

小・中：第 1 章第 2 節
第 4-2 (6)

第 2 章第 1 節
第 2 款 第 2 他

高：第 1 章第 2 節
第 1 款-5

第 4 款-5 (6)

○ 主な改善事項

今回の特別支援学校学習指導要領は、近年の障害者施策の進展や特別支援教育に関する考え方の現状や課題等を踏まえ、次の 1～4 を目指した改善となっている。

1 一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、すべての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

小・中：第 1 章第 2 節
第 4-1 (5)

高：第 1 章第 2 節
第 4 款-3 (3)

小・中：第 1 章第 2 節
第 4-2 (14)

高：第 1 章第 2 節
第 4 款-5 (16)

2 自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校（知的障害）における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

高：第 1 章第 2 節 第 3 款
第 1-3 (1)
(2), 第 1-4

高：第 1 章第 2 節 第 2 款
第 1-5 (2),
第 2-1 (3),
第 4 款 4 (1) (3) 他

3 交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

小・中：第 1 章第 2 節
第 4-1 (6),
第 5 章 2, 第 6 章 2

高：第 1 章第 5 款-5 (14)

4 障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他の人とのかわりに関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

小・中：第 7 章
高：第 6 章

小・中：第 1 章第 2 節
第 4-2 (2)

高：第 1 章第 2 節
第 4 款-5 (2)

○ 改訂の主な内容

知、徳、体のバランスのとれた人間の育成の観点から

① 教育目標の見直し

学校教育法第72条の改正を踏まえ、各部の教育目標を「……障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと」のように見直した。

② 道德教育

ア 全体計画

- ・ 学校の教育活動全体を通して道德教育を展開していくため、「一般方針」に示す道德教育の目標を踏まえ、道德教育の全体計画を作成することが示された。

イ 特別支援学校（知的障害）の小・中学部で

- ・ 高等部と同様に、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫をすることが示された。

1 一人一人に応じた指導の充実の観点から

③ 「個別の指導計画」作成の義務付け

すべての幼児児童生徒について、各教科等にわたる「個別の指導計画」を作成することが義務付けられた。

学級等ごとに生徒に共通する指導目標や指導内容を定めて指導が行われる場合には、生徒一人一人に対する指導上の配慮事項を付記するなどして、学級等ごとに作成する指導計画を個別の指導計画として活用することが例示された。

④ 「個別的教育支援計画」作成の義務付け

すべての幼児児童生徒について、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携した支援を行うため、「個別的教育支援計画」を作成することが義務付けられた。

⑤ 指導方法の工夫等

学習意欲の向上に生かすよう、実態把握においては児童生徒のよい点や可能性を積極的に評価するとともに、指導に当たってはそれぞれの教師の専門性（知識や技能）を生かした協力的な指導を進め、教材・教具や学習環境を整えて指導の効果を高めることが示された。

2 自立と社会参加に向けた職業教育の充実の観点から

⑥ 就業体験の機会の確保

キャリア教育を推進する観点から、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど、就業体験の機会の充実を図ることが求められた。

⑦ 進路指導

校内の組織体制の整備や労働・福祉等の関係機関との連携、就業体験の実施、社会人講師の積極的活用を図ることが示された。

⑧ 専門教科「福祉」の新設

職業教育を充実させる観点から、高等部（知的障害）に、専門教科「福祉」を新設することが示された。

3 交流及び共同学習の推進の観点から

⑨ 交流及び共同学習

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことが示された。

4 障害の重度・重複化、多様化への対応の観点から

⑩ 重複障害者

専門的な知識・技能のある教師間の協力、専門家の指導・助言を求めるなどして、学習効果を一層高めることが示された。

⑪ 重複障害者に係る教育課程の扱い

ア 中学部・高等部において、小学部の外国語活動の一部を取り入れることができるようにする。

イ 知的障害を合わせ有する児童生徒に弾力的な教育課程を編成できるようにする。

- ・ 小学部では外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができる。
- ・ 中学部では外国語科を設けないことができる。
- ・ 高等部では、特別支援学校（知的障害）の教育課程の履修によることとし、単位制によらない卒業認定ができる。

⑫ 訪問教育

障害の状態や学習環境等に応じて、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにすることが示された。

⑬ 発達状況や障害の程度等を考慮した各教科等の履修

ア 小学部における外国語

- ・ 小学校に準じて、外国語活動が設けられた。小学校における配慮事項に加え、独自に「指導内容の精選と重点の置き方等を工夫すること」及び「自立活動における指導との密接な関連を保つこと」が示された。

イ 中学部における外国語

- ・ 中学校に準じ、選択教科は総授業時数の枠外で開設するが、特別支援学校（知的障害）の外国語科は、枠内で開設する（総授業時数にカウントすることができる）ことが示された。

ウ 高等部における各教科・科目等の履修（知的障害特別支援学校を除く）

- ・ 卒業までに修得させる単位数は、現行通り 74 単位以上とすることが示された。
- ・ 共通性と多様性のバランスを重視し、学習の基礎となる国語、数学、外国語に共通必修科目を設定するとともに、理科の科目履修の柔軟性を向上させることが示された。
- ・ 週当たりの授業時数は、標準である 30 単位時間を超えて授業を行うことができることが示された。
- ・ 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることを促進することが示された。（例：中学部の内容の復習、必修履修教科・科目の単位数の増加、学校設定科目等の設定、学習の遅れがちな生徒に対して指導する際の配慮）
- ・ 特別支援学校（視覚障害）の専門教科「調律」が削除された。
- ・ 特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）の専門教科について、高等学校の改訂を踏まえた改訂を行うことが示された。

エ 高等部における各教科等の履修（知的障害）

- ・ 卒業までに履修させる総授業時数は、現行通り 3,150 時間を標準とすることが示された。
- ・ 各教科の指導について、具体的な指導内容を設定する必要があることが示された。

- ・ 各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合においても、具体的に指導内容を設定することが示された。
- ・ 一層弾力的な教育課程が編成できるようにする観点から、各教科及び総合的な学習の時間については、配当学年及び当該学年における授業時数を定めることが示された。
- ・ 職業教育を充実させる観点から、専門教科「福祉」の新設が示された。

オ 総合的な学習の時間

- ・ 従来「総則」の中で触れられていたが、「第4章」として独立して総合的な学習について述べられている。
- ・ 小・中学校、高等学校に準ずるほか、「障害の状態や発達の段階等を考慮すること」、「体験活動に当たっては、安全と保健に留意すること」、「交流及び共同学習を行うよう配慮すること」が示された。

カ 特別活動

- ・ 特別支援学校（知的障害）の小・中学部において、高等部と同様に、適切な指導の重点を定め、具体的に指導することが示された。

⑭ 特別支援教育のセンターとしての役割

幼稚園、小・中学校、高等学校の要請により、必要な助言・援助を行うことや、他の特別支援学校や地域の学校との連携を図ることが示された。

そ の 他

⑮ 幼稚部における教育課程に係る教育時間終了後の活動

教育課程に係る教育時間終了後に教育活動を行う場合は、幼稚部の基本や目標を踏まえて実施すること、幼児の心身の負担、教育課程に基づく活動との関連、家庭との緊密な連携などに配慮することが示された。

（3）学校教育法施行規則改正の要点

学校教育法施行規則では、教育課程編成の基本的な要素である各教科等の種類について規定している。今回は、これらの規定について次のような改正を行った。

○ 外国語活動について（学校教育法施行規則第126条）

外国語を通じて、児童が積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、言語・文化に対する理解を深めるために、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部第5・6学年に「外国語活動」を新設することとした。

これにより、小学部の教育課程は、「国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動」となった（第1項）。（従前：「国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、特別活動、自立活動並びに総合的な学習の時間」）

また、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の教育課程についての規定を整理し、第2項において、「知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする」とした。

○ **中学部の選択教科等について（学校教育法施行規則第 127 条）**

中学校の選択教科について、「必修教科の教育内容や授業時数を増加することにより教育課程の共通性を高める必要があることから、学校教育法施行規則第 73 条等で規定する標準授業時数の枠外で各学校において開設し得ること」と改訂されたことに準じ、中学部における選択教科の授業時数も総授業時数の枠外で開設し得ることとした。

このため、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部の教育課程は、「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動」とした（第 1 項）（従前：「必修教科、選択教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間」）。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の教育課程については、第 2 項において、「知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする」とした上で、外国語科の取扱いについて「ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができるものとする」とし、選択教科として設ける「その他の教科」の授業時数については総授業時数の枠外とするが、「外国語科」については、総授業時数の枠内で設けることとした。

○ **各教科等を合わせて指導することについて（学校教育法施行規則第 130 条第 2 項）**

重複障害者を指導する場合、各教科、道徳、特別活動及び自立活動を合わせて授業を行うことができることは従来どおりであるが、外国語活動についても合わせて授業を行うことができることとした。

○ **高等部の各教科・科目について（学校教育法施行規則第 128 条、別表 5）**

高等部の専門教科について、社会の変化や時代の進展、近年の障害者の就業状況などを踏まえ、次のような見直しが行われている。

- ・ 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教科については「調律」を削除し、「保健理療」、「理療」及び「理学療法」の 3 教科とするほか、各教科に属する科目を改めた。
- ・ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教科については、従来どおりの教科構成とするが、「理容・美容」及び「歯科技工」に属する科目を改めた。
- ・ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の教育課程について、職業教育を一層進める観点から「福祉」を新設し、学校教育法施行規則第 128 条第 2 項において、「知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第 129 条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする」とした。

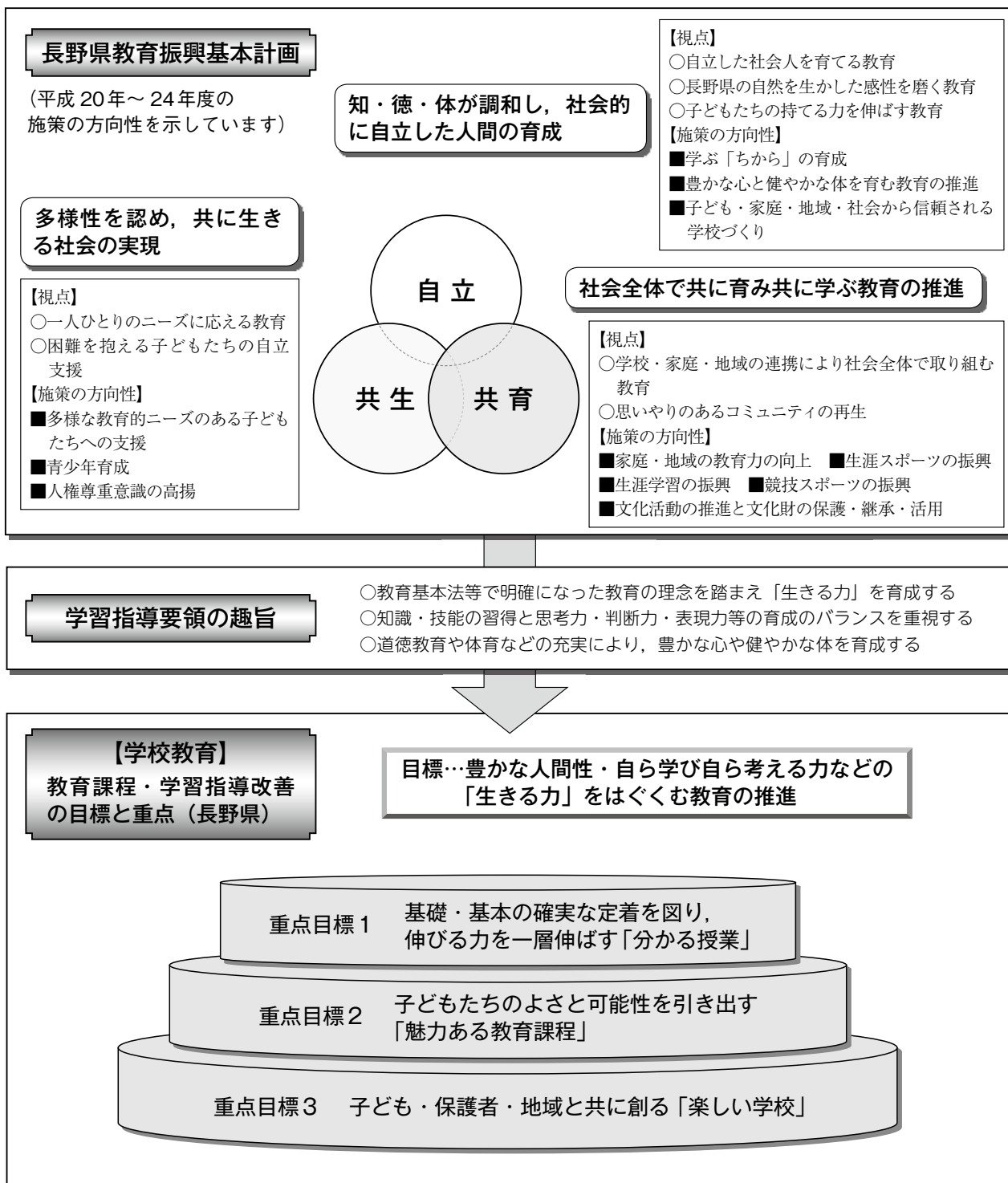
3 長野県教育課程・学習指導改善の基本方針

本県では、長野県教育振興基本計画（下図参照 平成 20～24 年度の施策の方向性を示した）において、今後 10 年間を通じて長野県教育がめざす姿として、「自立」「共生」「共育」の 3 つを基本目標に掲げ、日々の教育活動を推進している。県教育委員会では、この 3 つの基本目標と学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校教育における教育課程・学習指導改善の目標を、

「豊かな人間性・自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむ教育の推進」

と設定し、「分かる授業」「魅力ある教育課程」「楽しい学校」の 3 つの重点目標を据えている。

各学校では、3 つの重点目標を大事にして、地域性を生かした学習活動や特色ある教育活動を行い、どの子にとっても学ぶ楽しさと存在感や自己実現の喜びを味わうことのできる学校づくりを目指していく。



障害のある幼児児童生徒の教育にかかわっては、学校教育法の一部改正により、平成19年度より特別支援教育が制度化され、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育が通常の学級も含めたすべての場で展開され始めたこと、また、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応し一人一人に応じた指導を一層充実させることが求められている。

本県では、前回の改訂より子どもの実態に応じて「個別の指導計画」の作成し、一人一人の教育的ニーズに応じた学習支援を推進してきた。また、「自律教育シリーズ」(平成15年度～17年度)「特別支援教育シリーズ」(平成18年度～20年度)等を通じて、校内支援体制づくり、特別支援学級における支援、「個別の教育支援計画」の作成、高等学校における支援などにも積極的に取り組んできている。さらに、特別支援学校分教室のモデル研究、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育コーディネーターの指名と研修の確立、障害のある一人一人の教育的ニーズに応じた校内支援体制の整備を進めるなど、通常の学級に在籍する発達障害も含めた障害のある児童生徒への取り組みを進めてきている。

こうした特別支援教育推進の現状や法改正に伴う特別支援教育への転換を踏まえ、長野県特別支援教育教育課程学習指導改善の重点として、次の3点を設定した。

長野県特別支援教育教育課程改善の重点

個性を最大限に伸ばし、自立や社会参加の基盤をつくる特別支援教育

1 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を基に、一人一人の教育的ニーズに応じた学習の展開を図る。

- (1) 将来の自立的な生活を目指して児童生徒が主体的に取り組める学習を積み重ねるために、支援を必要とするすべての児童生徒に対する確かな実態把握に基づいた「個別の指導計画」を作成する。その際、P(Plan:計画)－D(Do:実践)－C(Check:評価)－A(Action:改善)サイクルを十分機能させ、教育課題の到達度や育ちの評価に応じて「個別の指導計画」の見直し・修正を行い、より適切な支援につなげる。
- (2) 児童生徒に対し実態に応じた「個別の教育支援計画」を作成し、医療・福祉・労働等の関係機関や保護者、地域社会と連携して適切な教育的支援を計画的・専門的に行う支援体制を構築する。
- (3) 実態把握では児童生徒の生活・学習の姿を多面的・共感的にとらえ、「個々の子どものよさ」に着目した“可能性の芽”に基づいた教育課題を設定する。

2 児童生徒が主体的に取り組み、自己肯定感を育む学習の積み重ねを追求する

- (1) 自己肯定感のある豊かな生活を実現するためには、児童生徒の興味関心に基づいた題材を設定し、実際の・具体的な内容で生活に結びついた学習活動として行っていくこと(生活単元学習等)、また、児童生徒が夢中になって取り組めるよう「できる状況」を整えることに努める。
- (2) 個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は、生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取り組みを促す教育活動であり、特別支援学校の特別に設けられた指導領域である自立活動の充実に努めること。また、児童生徒の実態に応じて、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどの連携した支援を行うこと。
- (3) 児童生徒が、様々な人とかわり自らの生き方を豊かにしていくために、教育的ニーズに基づいて計画的・組織的に交流及び共同学習を行う。学校や地域の中で一人一人が位置付き、障害のある児童生徒もない児童生徒も互いに認め合い、支え合って生活・学習ができるよう工夫すること。

3 通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実を図る

- (1) 通常の学級においても、一人一人の教育的ニーズに応じて、支援に生きる「個別の指導計画」を作成し、指導のあり方を見直し、実践を積み上げていく。
- (2) すべての児童生徒にとって安心できる学校生活や学びやすい環境をつくるために、特別な支援が必要な児童生徒のみではなく、その児童生徒を取り巻くすべての児童生徒の「人間関係の形成」や「コミュニケーション」等、「他の人とのかわりに関する力」を育てていく。